

公 示

次のとおり、企画競争に付します。

令和4年1月19日

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 宮口 真二

1 企画競争に付する事項

(1) 事業名

通年雇用促進支援事業

(2) 事業の趣旨

積雪又は寒冷の度が特に高い地域において、季節の影響を強く受ける特定の産業又は事業の季節的業務に従事する労働者（以下「季節労働者」という。）を取り巻く環境等は様々であり、季節労働者の通年雇用の促進をより効果的に行うためには、国が一律に対策を講じるのではなく、地域による自主性・創意工夫ある取組を支援することが重要であることから、季節労働者の通年雇用の促進に自発的に取り組む地域の関係者から構成される協議会が提案した雇用対策の事業の中から、通年雇用の効果が高いものを選定して、当該協議会に委託して行う通年雇用促進支援事業を実施し、地域における季節労働者の通年雇用の促進を図る。

(3) 事業の内容

産業振興や地域活性化に係る地域独自の取組とも相まって、対象地域内の市町村や経済団体等の創意工夫により、地域における季節労働者の通年雇用を促進することが見込まれる以下のアの事業及びイの事業とする。

ア 協議会が自ら提案し実施する事業

① 雇用確保に係る事業

事業主への各種助成金等の情報提供、季節労働者向けの求人開拓など、雇用確保のための取組

② 就職促進に係る事業

季節労働者相談窓口の開設、研修や就職に資する情報の提供など、就職促進のための取組

③ その他の事業

その他、地域の産業振興施策等と一体的に行われる季節労働者向け研修等季節労働者の通年雇用化に資する地域の創意工夫を生かした雇用面での対策に係る取組

イ 職場体験実習に係る事業

求人募集している事業主において企業見学会、職場体験実習、技能実習等を一体的に実施するための取組

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号、以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除くものとする。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 労働保険及び厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（事業計画書提出期限の直近 2 年間の保険料の滞納がないこと。）。
- (5) 本事業を実施する地域のすべての市町村と地域の経済団体等が構成員となっている協議会（本事業への応募時点で協議会が正式に設置されていない場合は、協議会の設立準備会も含む。以下「協議会」という。）であること。
- (6) 協議会が本事業による国の委託費以外の財源により、季節労働者の通年雇用のための取組を行う見込みであること。
- (7) 協議会が本事業を適正に実施するための組織体制及び規模を有していること。
- (8) その他予決令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有すること。

3 特殊な技術及び設備などの条件

通年雇用促進支援事業は、地域による自主性・創意工夫ある取組により、地域における季節労働者の通年雇用の促進を図ることを目的としている。そのため、本事業を委託できる協議会は、上記 2 の（5）にも記載しており、事業実施地域内の全ての市町村と地域の経済団体等が構成員となっている協議会であることが必須条件である。

4 契約候補者の選定方法

「通年雇用促進支援事業に係る事業計画書募集要領」に基づき、提出された事業計画書等について審査を行い、契約候補者を選定する。

5 企画競争説明書を交付する期間、場所、問合せ先

- (1) 日時 令和 4 年 1 月 25 日（火）～令和 4 年 1 月 31 日（月）
受付は、開庁日の 10 時から 12 時、13 時から 17 時までとする。

(2) 場所 〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目

札幌第一合同庁舎3階

北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係

電話番号：011-738-1043（直通）

F A X：011-738-1062

※ 企画競争説明書は郵送にて交付するため、交付希望者は上記まで連絡すること。

6 事業計画書等の提出期限等

(1) 提出期限 令和4年2月7日（月）17時（必着）

(2) 提出先 5の(2)に同じ

(3) 提出方法 上記5の(2)まで郵送（簡易書留に限る。）で事業計画書等を送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。

なお、電報、F A X、電子メール等その他の方法による提出は認めない。

7 事業計画書等の無効

競争参加資格を満たさない者、その他競争参加の条件に違反した者の事業計画書等は無効とする。

8 政府予算が成立しない場合の取扱い

令和4年4月1日までに政府予算が成立しない場合は、契約内容について別途協議する。

9 その他

(1) 本事業に係る見積書や入札書等の契約手続に必要な書類（契約書は除く。以下、「契約関係書類」という。）の作成・提出を行う当該事業者の責任者や担当者（以下、「担当者等」という。）は、事業者の真実正当な代表権を有している者で、担当者等から提出される契約関係書類は、事業者として決定したものである必要があること。

(2) 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴収する場合があること。

(3) そのほか、詳細は「通年雇用促進支援事業に係る事業計画書募集要領」による。